

医感第〇〇〇〇号

令和 7 年〇月〇日

厚生労働省医政局医事課長 様

大阪府医療対策協議会

会長 阪本 栄

(大阪府医師会副会長)

令和 9 年度医学部臨時定員地域枠に関する要望について

第 10 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会（令和 7 年 6 月 25 日開催）において、医師需給推計など中長期的な視点に立った令和 9 年度医学部定員の適正化や、地域の実情や医師の勤務地に関する動向等も踏まえた臨時定員の配分方針について検討が行われ、令和 9 年度医学部定員の適正化に向け、今後、国が医師需給推計等のデータを示し検討を進めるとともに、地域によっては医師が地元に着せず、都市部への流出している状況を踏まえ、対応策を検討していくこととされました。

また、検討会では、令和 7 年度の臨時定員数について、医師多数県全体で 30 枠減員したものの、医師少数県の増員は 8 枠に留まっており、医師少数県の増員数が少なかった理由として、「医療需要を踏まえて希望しない」、「地域枠学生を育成するマンパワーがない」といった点が挙げられていました。

大阪府においては、都道府県人口あたりの医学部定員数（令和 6 年度入学分）の割合が、全国下位 1/3 に位置し、医師多数県の中で最も低く全国 39 位となっており、令和 7 年度及び令和 8 年度は臨時定員枠の削減により、更に低くなる見込みです。

一方で、依然として、府内には地域偏在や診療科偏在が生じており、また、国検討会資料で示されていたとおり、2035 年以降、高齢者の増加に伴う医療需要の増加も見込まれています。加えて、近年、保険診療以外の領域での勤務を希望する若手医師が増加しており、このような状況下において、定員数の抑制が継続された場合、将来の医療需要に十分な医師が確保できない事態が危惧されます。

つきましては、以下のとおり要望しますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 令和 9 年度の臨時定員の配分について

(1) 令和 8 年度の配分調整項目（医師偏在指標、35 歳以下及び 75 歳以上の施設従事医師数の割合）

とは別に都道府県人口あたりの医学部定員数割合を必ず踏まえること。

(2) 医師需給推計の分析にあたっては、都道府県別の医療需要の変化、これまでの偏在対策（都市部の若手医師等の抑制及び少数県への誘導）の効果、保険診療領域以外の医師数の増加についても十分に考慮すること。

(3) 令和 7 年度の配分結果を踏まえ、医師少数県の教育体制の充実度も考慮し、真に必要な地域枠の定員数を示すこと。

2. 医師の定着に向けた支援について

若手医師が勤務地選択に当たり重視している点を分析し、国において、地元出身者や大学卒業生（地元出身者以外の卒業生も含む）の定着及び地域医療に従事する医師の確保に向けた支援策※を講じること。

※支援策

- ・医学生に対する地域や医療機関の魅力発信、医療機関の研修体制整備や住居費など暮らしに関する財政措置
- ・一般枠の学生や大学独自の地域医療枠等の学生を対象とした、卒後の地域医療への従事義務を課す修学資金制度等に対する財政措置

大阪府 健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課
医療人材確保グループ

TEL : 06-6944-8183

FAX : 06-6944-8227

E-mail : iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

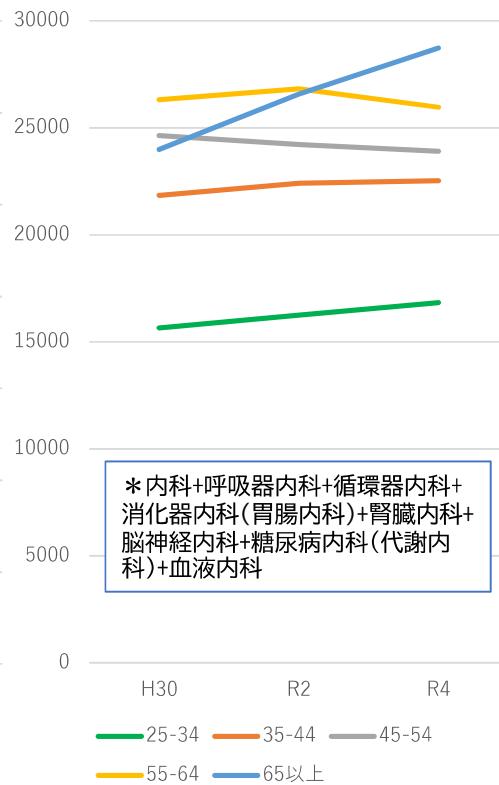
医師の年齢構成の推移

別添

医師総数
311,963→327,444人

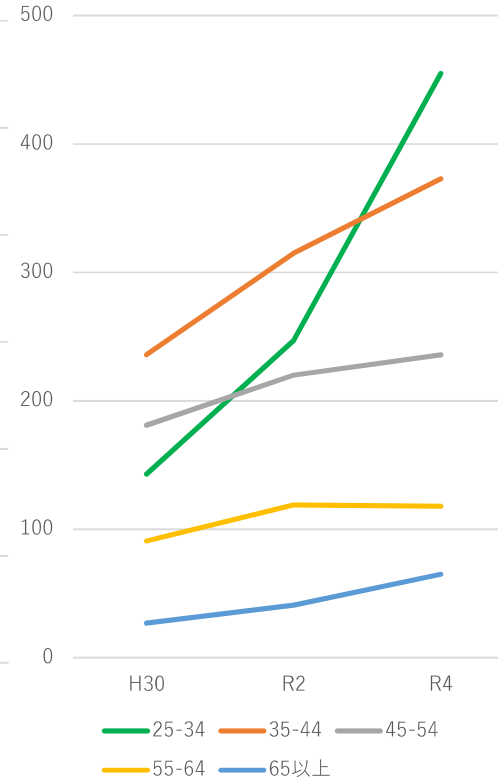


内科*
112,454→117,986人



*内科+呼吸器内科+循環器内科+消化器内科(胃腸内科)+腎臓内科+脳神経内科+糖尿病内科(代謝内科)+血液内科

美容外科
678→1,247人



美容外科を主たる診療科とする医師

全国	1,247人 (0.38%)
東京都	499人 (1.10%)
宮城県	26人 (0.44%)
愛知県	84人 (0.48%)
大阪府	113人 (0.45%)
福岡県	87人 (0.54%)
沖縄県	15人 (0.38%)

令和4年 医師・歯科医師・薬剤師統計

- ・ここ数年、主に自由診療であることの多い美容外科を進路とする若い医師が急増している。
- ・美容外科の医師を必要な医師数に含めると、その地域の医療の実況を正確に反映できていない可能性がある。特に都市部での割合が多い。

平成30年、令和2年、令和4年 医師・歯科医師・薬剤師統計